

平成20年以前建築の木造家屋に係る評価額の修正について、地方税法適用期間分(H29～R2)を取りまとめ、9月補正予算で必要経費を計上するもの

1 評価額修正により影響する対象者数等について

(1) 各年度における税額変更の内訳

	減額		増額		変化なし	合計
	対象者	金額	対象者	金額	対象者	対象者
H29	5,731	23,615,300	333	1,250,000	510	6,574
H30	5,574	19,786,600	345	1,534,500	662	6,581
R元	5,532	18,474,900	352	1,505,100	672	6,556
R2	5,468	18,330,300	347	1,386,400	685	6,500
合計	6,581	80,207,100	372	5,676,100	394	7,347

(注)対象者の合計数は各年度に跨る重複者を除くため、各年度を合算した数値とは一致しない。

※減額及び増額の一人あたり平均額（4カ年分合計額）

減額：12,187円 増額：15,211円

各年度別の詳細は別紙1のとおり。

- (2) 家屋種類別及び税額差別の影響件数と1件あたり平均税額差別紙2のとおり。
- (3) 再建築費区分別及び建築年別の影響件数と税額差合計別紙3のとおり。

2 今後の事務作業について

- (1) 市民への周知について
 - ・広報(10月22日号)等により、主に誤賦課として取り扱う理由と影響する物件及び対象者の状況について周知する。

- (2) 対象者への通知について
 - ・還付及び納税通知書等は10月26日発送予定。同封する文書により、減点補正率を中心に評価額算出方法について説明する。
 - ・還付金支払いについては対象者が膨大であり、通常の流れでは窓口払いでの混乱が予想されることから、極力口座振込となるよう振込依頼の文案を工夫し、送付する。

(3) 今年度のスケジュール

区分	H29～R2年度分	H28年度以前分
R3.9	・収納状況の確認及び還付情報入力	
R3.10	・10/22発行広報に記事掲載 ・10/26通知書発送(相続等調査対象者を除く)	
R3.11	・還付金支払い開始 ・相続等調査開始(~12月)	
R3.12	・相続等調査対象者へ通知書発送	・補填金要綱制定(予定)
R4.1		・平成24～28年度（5カ年）分入力開始予定

- (4) 滞納がある場合の還付金の充当方針について
 - ・地方税法第17条の二第3項に従い本税を優先し、納期限が早い期別税額から充当する。本税を充当完了してなお充当金額がある場合は、納期限が早い期別税額に係る延滞金から充当する。

3 平成28年度以前課税分に係る対応について

- ・平成24～28年度（5カ年）分
現行システムと同等の環境で作業可能であるため直ちに入力開始予定。補填金支払い時期は10月を予定。
- ・平成13～23年度（11カ年）分
課税及び収納いずれも旧システムのため、作業に必要なシステム構築後、評価額再計算を開始。期間は2年ないし3年程度の見込み。
※補填金の支払い時期等は今後検討。